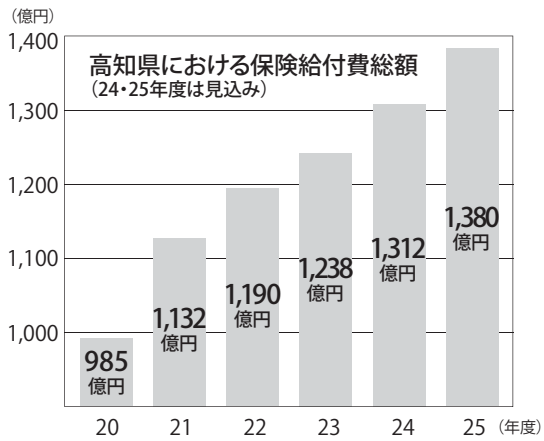


後期高齢者医療制度

■問い合わせ 市民保険課高齢者医療係 ☎57-8506



利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用(保険給付費)は、約5割を国・県・市町村の公費が、約4割を他の医療保険からの支援金が負担しており、皆さまに負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

(公費や支援金で保険料(率)の上昇を抑える対策を講じていますが、今後も医療費が増加することが見込まれるため、保険料(率)の引き上げにご理解をお願いいたします。

保険料改定について

後期高齢者医療制度では保険料率は2年ごとに見直しされます。24年度は見直しの時期にあたりますので、24・25年度の保険料(率)は次のとおり改定されました。

- 被保険者均等割額…51,793円
- 所得割率…10・35%

24・25年度の保険料(率)

保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。なお、1人当たりの年間保険料の上限は55万円です。

所得割額計算式
※賦課基準額 × 10.35%

均等割
加入者全員が等しく負担
年額 51,793円

所得割
所得に応じて負担

保険料
一人あたりの年間保険料

※賦課基準額とは、総所得金額(公的年金等控除などを差し引いた額)、山林所得金額、土地建物の譲渡所得等から基礎控除額(33万円)を引いた所得金額

保険料軽減措置

所得の少ない方の保険料については、次のような軽減措置があります。

軽減割合	被保険者の所得
5割 (所得割額の1/2相当)	保険料の賦課の基となる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下 ※年金収入のみの場合は、収入額が211万円以下

被保険者本人の総所得金額等の状況により軽減の判定をします。

2 所得割額の軽減

軽減割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	5,179円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合
8.5割	7,768円	33万円以下
5割	25,896円	33万円 + (24.5万円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下
2割	41,434円	33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数) 以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします

1 被保険者均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額等(※)の合計額の状況により軽減の判定をします。

3 被用者保険の被扶養者であつた方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険などの被扶養者(扶養家族)であつた方は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。

① 同一世帯の中で、被保険者・世帯主・世帯員の前年中の所得が決定できない方がいる場合、保険料軽減判定や負担限度額の判定ができませんので、所得の申告をお願いします。

被保険者証を送付します

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日までとなっています。

新しい保険証(紫色)は7月23日頃、緑色の封筒でお届けします。

また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までとなっています。現在認定証をお持ちの方で、8月から該当の方には、新しい認定証を送付します。

納付方法を年金払いから

口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている方で、口座振替でのお支払いをご希望される方は、市民保険課までお問い合わせください。



2012年(平成24年) 7月のコクホ

■問い合わせ 市民保険課 ☎57-8506

高齢受給者証・各認定証の有効期限は7月31日

70〜74歳の方がいる世帯へ

高齢受給者証

7月下旬に新しい高齢受給者証(ピンク色でハガキ大)を郵送します。新しい受給者証は、8月1日からお使いください。現在、お持ちの受給者証の有効期限は7月31日です。あらためて更新の手続きの必要はありません。

※ご注意ください！国民健康保険証の有効期限とは異なります

※ご面倒ですが、有効期限の切れた受給者証は、本庁市民保険課・各支所までお返しく下さい

自己負担割合を見直します

高齢受給者証は、毎年8月1日を基準日として前年の課税所得により、自己負担割合を判定しています。この判定により、医療費の負担を「3割もしくは「2割(25年3月31日までは1割)」としていますので、ご確認ください。

○3割：現役並み所得者にあたる人

○2割(25年3月31日までは1割)：それ以外の人

※自己負担割合を「1割」に据え置く特例措置が、24年度も引き続き実施されています

各認定証

更新受付は7月から

8月からも継続する必要がある人は、限度額適用認定証などの更新手続きが必要です。更新手続きの受け付けは7月からです。

◆持参するもの：印鑑

◆申請場所：本庁市民保険課または各支所

※現在お持ちの認定証は、7月31日までの有効期限となっています

更新が必要な認定証の対象・種類

- ◆対象：70歳未満の課税世帯
- 種類：国保限度額適用認定証(青色)
- ◆対象：75歳未満の非課税世帯
- 種類：国保限度額適用・標準負担額減額認定証(若草色)

国保税

に関するお知らせ

■問い合わせ 税務課 ☎57-8504

納税通知書は7月中旬に発送

納税通知書は7月中旬に発送します。発送後は窓口と電話が大変混み合いますので迷惑をおかけしますが、ご了承ください。国保税第一期の納期限は7月31日(火)です。納期限内の納付をお願いします。

軽減制度について

平成22年4月から企業の倒産や解雇、雇い止めなどの理由で失業された方(非自発的失業者)は申請により国保税が軽減されます。

- ◆対象者：離職日に65歳未満であつて、
- ①雇用保険の特定受給資格者(例：倒産・解雇などによる離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者(例：雇い止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方です。

◆軽減額：前年の給与所得を100分の30とみなし算出します。

◆軽減期間：離職の翌日から翌年度末まで(最長2年)

※雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります

※国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します

◆申請方法：雇用保険受給資格者証(ハローワークにて交付)と印鑑を持参の上、税務課へ申請してください。

所得申告について

国保税は前年中(平成23年1月〜12月)の所得などを基に算定されます。申告をしていないと、所得がない世帯や少ない世帯が受けられる軽減措置(7・5・2割軽減)が受けられません。

また、病院などで支払った自己負担の月額限度額が、上位所得者での扱いとなります。23年中の所得申告がお済みでない方は、至急税務課へ申告をお願いします。

ー東北地方太平洋沖地震の被災者の方へー

納期限延長や減免などの措置があります。詳しい内容については、税務課までお問い合わせください。

